

2026年7月27日

中道改革連合
代表 小川 淳也 様

ゆたかな私学教育の実現を求める国民会議

日本私立学校教職員組合
中央執行委員長 村 田 茂

ゆたかな私学教育を求める私学助成に関する要求書

貴職におかれましては国政でのご尽力をいただき心より敬意を表します。

全国の私立学校に在籍する児童生徒学生の割合は幼稚園で88.5%、高等学校で34.7%(約100万人)、専修学校で96.8%、短期大学で93.3%、大学で73.8%にも及びます。このように私立学校は、公教育において重要な役割を果たしております。また、高等学校はすでに中学校卒業者のほぼ全て(約98%)が進学する教育機関となっています。

高等学校等就学支援金は、2026年度よりいわゆる「高校無償化」策によって国公立高校の授業料は無償となり、私立高校等は年間支給上限額が45万7200円へ引き上げられました。そのこと自体は子どもを私学に通わせる保護者の負担軽減という点では大いに評価されます。しかし、国公立の無償化に比べ、私立の就学支援金上限額はあくまでも授業料の全国平均値の金額であり、施設整備費等の授業料以外の負担など、「無償化」には程遠いといえます。公私間格差が生まれています。都道府県財政力の違いから授業料等軽減補助策の有無による地域格差も生まれています。

また、高等教育の授業料減免および給付型奨学金制度の拡充が徐々に行われてきてはいますが、学費負担者には所得要件、学生には学習状況の要件、大学等には運営や教学に関わる厳しい要件が課され、「勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがない」施策になっているとはいえません。

私立学校では、多様な教育ニーズへの対応のための教職員の人員配置、学校における働き方改革、ICT環境の整備や教育デジタルトランスフォーメーションの推進のための設備投資などを行わざるを得ない状況ですが、昨今の急激な物価上昇にともない経常経費の増大を招いております。非営利業種である学校では授業料等への転嫁は難しく、国と都道府県からの経常費補助金が私立学校の基盤的財源として重要であり、増額が必要です。

昨年度の人事院勧告は月例給を15,014円(3.62%)、一時金を0.05月引き上げる内容で、各都道府県人事委員会もそれに順じた勧告を行っていますが、私立学校でそのような財政的余裕がある学校は多くはありません。さらに「定額働かせ放題」と揶揄される給特法で、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額が現行の4%から10%へ、本年1月1日から段階的に引き上げられる改定が行われることになりましたが、私立学校では規定通りの時間外・休日手当が支給されていない実態が散見され、それでいて公立準拠の「教職調整額」相当の手当が、法改正に連動して引き上げられる保障はどこにもありません。

公教育を担う私学教育が健全化されるために、私学助成の拡充は国の責任であり、重点的に取り組むべき重要な施策です。

以上の趣旨により、私学教育の重要性にかんがみ、下記事項の実現に向けご尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保は私立学校を抜きにしては成り立たないことを確認し、幼稚園から大学までの教育条件の維持向上及び学費負担の軽減に資するため、経常費助成等国庫補助をはじめとする私学助成予算を拡充すること。

2. 高等学校等就学支援金制度については、オンライン申請「e-Shien」の簡易化を図り、学費負担者負担軽減を行い、申請漏れが出ないような対策を行うこと。また、財政状況が脆弱な私立学校に鑑み、各都道府県が早期（4月下旬～5月下旬めど）に就学支援金2か月分を交付できるよう財政措置を行うこと。
3. 私立大学経常費補助金は、国公私間格差是正の観点から増額に努めること。
少子化が進行する中で、私立大学の再編・統合・合併・撤退への提言が公表されたが、私学事業団等による私大経営者への経営改善指導等に際しては、経営陣と教職員が一体となって問題点を洗い出し改善を推進し、万一撤退する場合には、事前に教職員と十分協議の上、いわゆる整理解雇となる場合には、整理解雇4要件を踏まえて対応するように私大経営者を指導すること。
4. すべての生徒および学生に対して、高等教育を受ける機会を保障するため、日本学生支援機構奨学金は給付型を原則とすること。当面、貸与型奨学金はすべて無利子とし、第一種奨学金（無利子）の予算枠を広げ、貸与基準を緩和すること。経済的理由等により返還困難となっている者に対する救済措置を拡充する等、返還制度を改善すること。特に、第二種奨学金（有利子）型に関しては市場金利上昇に伴って金利負担が大きくなっているため、国庫からの利子補給等緊急に救済措置を行うこと。
給付型奨学金・授業料減免（高等教育の修学支援新制度）については、所得制限を緩和し、厳しすぎる個人要件・学習要件・機関要件の見直しなど制度改善を行うとともに家計急変支援を継続すること。
5. 低所得世帯を対象にした高校生等奨学給付金制度は、家計急変世帯に対する特例を継続すること。
6. 私立小中学校等の家計急変世帯への授業料減免支援補助については、入学後に発生した家計急変に限定するのではなく、私立小中学校に子どもを通わせる世帯の授業料負担軽減の支援策として拡充すること。
7. 私立学校施設整備費補助金を増額すること。私立学校において、GIGAスクール構想の実現を図るため、「1人1台端末」と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための新たな助成の枠組みをつくること。端末の更新支援については継続し拡充すること。あわせて、自宅学習に要する通信環境の整備や通信費の支給ができるよう新たな事業を立ち上げること。教室・体育館などへのエアコン設置と照明設備のLED化については、補助率の引き上げなど積極的導入の促進を図ること。
8. GIGAスクール構想の促進により教育データの活用が進んだ一方で、校務デジタルトランスフォーメーション導入が遅れているため、効率的な運用に至らず、教職員の働き方改革にも逆行している現状があるので、私立学校に積極的なDX導入を促進すること。
9. 耐震化等促進事業については来年度以降も継続すること。また、非構造部分の耐震対策についても補助を継続すること。施設整備のために学校法人が私学事業団から融資を受ける際の利子助成については、一層の拡充を図ること。
10. 障害者差別解消法により合理的配慮が義務化されたことから、障がいのある児童・生徒の受入に係る人的配置を含む環境整備を図ること。
11. 過疎地域の私立高校に対する過疎高等学校特別経費を継続拡充し、小規模校への助成の拡充を図ること。
12. 就学前教育の課題に応えるために一クラスあたりの幼児数を25人程度まで引き下げること。また担任複数配置に基づく私立幼稚園経常費補助金制度へ改めること。幼稚園等特別支援教育経費については、加算の増額を含め拡充させること。こども誰でも通園制度に向けた人員確保と業務量削減のための予算措置を行うこと。
13. 教職員の人材確保のために、日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還免除を教職大学院等修了者の大学院在籍時貸与分に限定することなく、より広く適用すること。また、給特法改正の趣旨に鑑み、私学教職員の処遇改善と労働時間の縮減に対しても相応の予算措置を行い、私学教職員の採用増を促す策を講じること。

以上